

新型コロナウイルス感染症拡大防止に係る
スポーツ少年団活動について

本件につきまして、5月16日(日)から6月13日(日)までの間、県内10市町がまん延防止等重点措置区域に指定されたことから、群馬県教育委員会による学校の対応等について通知が出されました。

つきましては、5月18日(火)以降のスポーツ少年団活動については下記のとおりといたします。

関係者の皆様には、様々な対応によるご負担をおかけいたしますが、ご理解・ご協力のほどよろしくお願いいたします。

記

- 合同練習や練習試合、発表会、大会などの他の単位団との交流を伴う活動及び宿泊を伴う活動については、県の内外を問わず行わないこととする。**
ただし、全国・関東大会及びその予選会等への参加は認めるものとする。
なお、活動にあたっては、単位団所在地の感染状況を踏まえた上で、感染防止対策を徹底し実施すること。
また、大会参加にあたっては、保護者の同意を得て参加すること。

令和3年5月18日
群馬県スポーツ少年団
本部長 小林 馨